

令和6年

上尾市教育委員会3月定例会
議案資料

目 次

議案第 1 3 号	資料	1
議案第 1 5 号	資料	6
議案第 1 6 号	資料	9
議案第 1 7 号	資料	1 2

議案第13号 資料

上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(条例第3条の教育委員会規則で定める期間)</u> <u>第1条の2 条例第3条の教育委員会規則で定める期間は、10月1日から翌年の4月30日までとする。</u></p>	

改 正 案

第1号様式(第2条関係)
第1号様式(第2条関係)

上尾市平塚サッカー場利用許可申請書		許可第 _____ 号	
		年 _____ 月 _____ 日	
(宛先) 指定管理者			
ふりがな 団 体 名 _____ 登 録 番 号 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L (_____) _____			
次のとおり利用したいので申請します。			
利用日時	年 _____ 月 _____ 日 (_____ 曜)	早 朝 午前1 午前2 午 後 夜間1 夜間2	時から _____ 時まで
会場責任者	住 所 _____	氏 名 _____	TEL(_____) _____
利用施設	サッカー場(全面・半面)		
利用区分	一般・学生	児童・生徒	
増利用料金 該当の区分	市内利用、市外 利用の区分 市内利用・市外 利用	入場料金の徴収の有無及び徴収する場合の最高 の入場料金 有(_____ 円)・無	
夜間照明設備 の利用	時間(全点灯・1/2点灯)		
備 考			

基本利用料金	増利用料金	合計利用料金
円	円	円
減免(有・無)	納付額	
円	円	
		処 理 欄

現 行

第1号様式(第2条関係)
第1号様式(第2条関係)

上尾市平塚サッカー場利用許可申請書		許可第 _____ 号	
		年 _____ 月 _____ 日	
(宛先) 指定管理者 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> ふりがな 団体名 _____ 登録番号 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ TEL(_____) _____ </div>			
次のとおり利用したいので申請します。			
利用日時	年 _____ 月 _____ 日 (_____ 曜)	午前1 午前2 午後 夜間1 夜間2	_____時から _____時まで
会場責任者	住 所 _____	氏 名 _____	TEL(_____) _____
利用施設	サッカー場(全面・半面)		
利用区分	一般・学生	児童・生徒	
増利用料金 該当の区分	市内利用、市外 利用の区分 市内利用・市外 利用	入場料金の徴収の有無及び徴収する場合の最高 の入場料金 有(_____ 円)・無	
夜間照明設備 の利用	時間(全点灯・1/2点灯)		
備 考			

基本利用料金	増利用料金	合計利用料金				
円	円	円				
減免(有・無)	納付額					
円	円					
		処 理 欄				
		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				

改正案

第6号様式(第8条関係)

第6号様式(第8条関係)

上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除申請書

(宛先) 指定管理者		年 月 日	
		ふりがな 団体名 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L () —	
次のとおり利用料金の減額・免除を受けたいので申請します。			
利用日時	年 月 日 (日 曜)	早 朝 午前1 午前2 午後 夜間1 夜間2	時から 時まで
会場責任者	住所	氏名	TEL () —
利用目的			利用予定人員 (人)
利用施設	サッカー場(全面・半面)		
減額・免除の理由			
減額・免除の別及び金額	減額(円)・免除		
備考			処理欄

第6号様式(第8条関係)
第6号様式(第8条関係)

上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除申請書

年 月 日		(宛先) 指定管理者	
		ふりがな 団 体 名 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L () —	
次のとおり利用料金の減額・免除を受けたいので申請します。			
利 用 日 時	年 月 日 (曜)	午前1 午前2 午後 夜間1 夜間2	時から 時まで
会 場 責 任 者	住 所	氏 名	TEL () —
利 用 目 的			利用予定人員 (人)
利 用 施 設	サッカー場(全面・半面)		
減額・免除の理由			
減額・免除の別及び金額		減額(円)・免除	
備 考			処理欄

議案第15号 資料

上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略 (学校給食費の額の特例)</p> <p>5 小学校に係る学校給食費負担者(児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。)から令和6年4月から令和7年3月までの月分に係る学校給食費を徴収する場合における第5条第1項第1号及び第3項第1号の規定の適用については、同条第1項第1号中「4,300円」とあるのは「<u>4,900円</u>」と、「5,300円」とあるのは「<u>6,000円</u>」と、同条第3項第1号中「270円」とあるのは「<u>300円</u>」とする。</p> <p>6 中学校に係る学校給食費負担者(児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。)から令和6年4月から令和7年3月までの月分に係る学校給食費を徴収する場合における第5条第1項第2号及び第3項第2号の規定の適用については、同条第1項第2号中「5,200円」とあるのは「<u>5,700円</u>」と、「6,440円」とあるのは「<u>7,300円</u>」と、同条第3項第2号中「310円」とあるのは「<u>360円</u>」とする。</p> <p>7 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略 (学校給食費の額の特例)</p> <p>5 小学校に係る学校給食費負担者(児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。)から令和5年8月から令和6年3月までの月分に係る学校給食費を徴収する場合における第5条第1項第1号及び第3項第1号の規定の適用については、同条第1項第1号中「4,300円」とあるのは「<u>4,800円</u>」と、「5,300円」とあるのは「<u>5,700円</u>」と、同条第3項第1号中「270円」とあるのは「<u>300円</u>」とする。</p> <p>6 中学校に係る学校給食費負担者(児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。)から令和5年8月から令和6年3月までの月分に係る学校給食費を徴収する場合における第5条第1項第2号及び第3項第2号の規定の適用については、同条第1項第2号中「5,200円」とあるのは「<u>5,710円</u>」と、「6,440円」とあるのは「<u>7,110円</u>」と、同条第3項第2号中「310円」とあるのは「<u>350円</u>」とする。</p> <p>7 略</p>

改正案

第1号様式(第7条関係)
第1号様式(第7条関係)

上尾市学校給食停止(再開)届

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

学校給食費負担者(保護者・教職員等)

住所 _____

署名 _____

電話番号 自宅 _____ - _____ - _____

携帯等 _____ - _____ - _____

次のとおり学校給食の(停止・再開)を希望するので、届け出ます。

児童生徒・教職員等			
学校名等	小学校	学年等 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 新小学1年生
	中学校		<input type="checkbox"/> 年生
	中学校給食共同調理場		<input type="checkbox"/> 教職員等
フリガナ	生年月日		
氏名	年 月 日		
停止又は再開をする日	年 月 日	から	<input type="checkbox"/> 停止
	年 月 日	まで	<input type="checkbox"/> 再開
理由 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 市外への転出 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 傷病からの回復 <input type="checkbox"/> その他(以下の括弧内にその理由を記入してください。) <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> </div>		
備考欄			

第1号様式(第7条関係)
第1号様式(第7条関係)

上尾市学校給食停止(再開)届

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

学校給食費負担者(保護者・教職員等)

住所 _____

フリガナ
氏名 _____

電話番号 自宅 _____

携帯等 _____

次のとおり学校給食の(停止・再開)を希望するので、届け出ます。

児童生徒・教職員等			
学校名等	小学校	学年等 (いずれ かに☑)	<input type="checkbox"/> 新小学1年生
	中学校		<input type="checkbox"/> 年生
	中学校給食共同調理場		<input type="checkbox"/> 教職員等
フリガナ	生年月日		
氏名	年 月 日		
停止又は再開をする日	年 月 日から 停止・再開		
理由 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 市外への転出 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 傷病からの回復 <input type="checkbox"/> その他(以下の括弧内にその理由を記入してください。) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 50px; margin-top: 10px;"></div>		
備考欄			

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
 「△△△」を削る場合・・・△△△ →取消線&斜体字
 ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会事務局組織規則

(平成5年上尾市教育委員会規則第3号)

【改正要旨】

- 1、教育総務部教育総務課の課内推進室として「新しい学校づくり推進室」を設け、その分掌事務を定めるもの。(第2条第2項、第3項関連)
- 2、課内推進室に置く職及びその職務を定めるもの。(第3条関連)
- 3、その他規定の整理をするもの。

(内部組織及びその分掌事務)

第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

部の名称	課の名称
教育総務部	教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課
学校教育部	学務課、指導課、学校保健課

2 教育総務部教育総務課に、課内推進室として新しい学校づくり推進室を置く。

23 前第1項の表の左欄に掲げる部及び当該部にそれぞれ置かれる課並びに前項の課内推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

教育総務部

教育総務課

(1)～(9) 略

(10) 学校の施設の整備(新しい学校づくり推進室の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(11)～(14) 略

新しい学校づくり推進室

(1) 学校施設更新計画に関する事。

(2) 学校の施設の新築、増築及び改築並びに大規模改造工事に関する事。

(3) 学校再編検討協議会に関する事。

学校教育部

指導課

(1)～(5) 略

(6) 障害児教育特別支援教育に関する事。

(職及び職務)

第3条 次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
	次長	部長を助け、部の事務を調整する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

課内推進室	推進室長	上司の命を受け、課内推進室の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
-------	------	---

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	参事	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
	副参事	同上
課	主席主幹	上司の命を受け、課の事務を総括整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理する（特に指名された主席主幹にあっては、さらに、課長を補佐する。）。
	主幹	上司の命を受け、課の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う（特に指名された主幹にあっては、さらに、課長を補佐する。）。
	副主幹	(1) リーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う（特に指名された副主幹にあっては、さらに、課長を補佐する。）。 (2) サブリーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。 (3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。
	主査	(1) リーダーに指名された主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う。 (2) サブリーダーに指名された主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。 (3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。
課内推進室	主幹	上司の命を受け、課内推進室の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う（特に指名された主幹にあっては、さらに、推進室長を補佐する。）。
	副主幹	(1) リーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う（特に指名された副主幹にあっては、さらに、推進室長を補佐する。）。 (2) サブリーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。 (3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。

主査	<p>(1) リーダーに指名された主査にあつては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う。</p> <p>(2) サブリーダーに指名された主査にあつては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。</p> <p>(3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない主査にあつては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。</p>
----	---

備考

- 1 この表において「リーダー」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループの事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者
 - (2) 推進室長が、課内推進室に属する主幹以下の職にある職員のうちから、これらの職員が行う事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者
- 2 この表において「サブリーダー」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループのリーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者
 - (2) 推進室長が、課内推進室に属する副主幹以下の職にある職員のうちから、リーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者

凡例 「〇〇〇」を加える場合・・・〇〇〇 →太字&網掛け
 「△△△」を削る場合・・・~~△△△~~ →取消線&斜体字
 ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

(平成22年上尾市教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

教育委員会事務局における課内推進室の設置に伴い、推進室の職員に係る専決事項等を定めるもの。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(7) 推進室長 上尾市教育委員会事務局組織規則第3条第1項の表に掲げる推進室長をいう。

~~(7)~~ (8) (略)

~~(8)~~ (9) (略)

~~(9)~~ (10) (略)

(専決の制限)

第3条 教育長は、教育長、部長、次長、課長、図書館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、**推進室長**並びに市立の小学校長及び中学校長（第5条において「教育長等」という。）の専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 部長、次長、課長、図書館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、**推進室長**並びに市立の小学校長及び中学校長は、自己の専決することができる事項であっても、事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるときは、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第6条 専決することができる事項に係る事案について、専決することができる者が不在のときは、次の表の左欄に掲げる者に代わって、同表右欄の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。

教育長	主務部長
部長	1 次長 2 主務課長、図書館長、教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長
次長	主務課長、図書館長、教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長
課長又は図書館長	1 主席主幹 2 主幹 3 当該事項を所掌するグループのリーダー
教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長	1 主席主幹 2 主幹 3 リーダー

推進室長	1 主幹 2 リーダー
市立の小学校長又は 中学校長	教頭

(部長、次長及び、課長及び推進室長の専決事項)

第12条 部長の専決することができる事項は、別表第1及び別表第2の部長専決の欄に掲げるとおりとする。

2 次長の専決することができる事項は、別表第1の次長専決の欄に掲げるとおりとする。

3 課長の専決することができる事項は、別表第1及び別表第2の課長専決の欄に掲げるとおりとする。

4 第1項又は前項の場合において、別表第1に掲げる事項と別表第2に掲げる事項とが競合している場合は、別表第2に掲げるところによる。

5 新しい学校づくり推進室長の専決することができる事項は、別表第1及び別表第2の規定による教育総務部教育総務課長の専決することができる事項のうち上尾市教育委員会事務局組織規則第2条第3項に規定する新しい学校づくり推進室の分掌事務に係るものとする。

別表の改正の概要

別表第1 (第10条—第12条関係)

共通決裁事項・専決事項

以下の項目について、推進室長に係る承認等を教育総務課長専決に定めること。

9の項第3号エ (年次休暇及び特別休暇)

9の項第4号エ (時間外勤務命令)

9の項第5号エ (深夜勤務の制限)

9の項第7号エ (旅行命令)

9の項第9号エ (週休日振替等)

また、新しい学校づくり推進室において主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者に係る承認等を推進室長に定めること。

別表第2 (第10条—第12条関係)

個別決裁事項・専決事項

教育総務部教育総務課

以下の項目について、推進室長に係る承認等をそれぞれ以下のとおりと定めること。

3の項第2号ア (職員の採用等) : 教育委員会決裁

3の項第3号イ (休職の処分) : 教育委員会決裁

3の項第5号の2ア (営利企業従事等) : 教育長

3の項第7号イ (育児休業等) : 教育総務部長

3の項第8号エ (病気休暇) 30日超 : 教育長、5日超30日以内 : 教育総務部長、5日以内 : 教育総務課長

3の項第9号イ (介護休暇等) : 教育総務部長

3の項第11号イ (研修に関する旅行命令) : 教育総務部長